

1 市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由(法第13条第1項)

該当するもの全てに○を記入

基本方針の変更

農業振興地域の区域の変更

基礎調査の結果

経済情勢の変動その他情勢の推移

2 農用地利用計画の変更

案件番号	変更区分	用途区分 (前→後)	土地の所在・地番	面積 (㎡)	うち農地 (耕地)面積 (㎡)	変更理由	根拠法令等 (除外の場合のみ)	備考
1	用途変更	農地(畑) →農業用施設用地	新富町大字上富田字幸助野地5869番地1 新富町大字上富田字幸助野地5869番地2 新富町大字上富田字幸助野地5869番地3 新富町大字上富田字幸助野地5869番地4 新富町大字上富田字幸助野地5870番地1 新富町大字上富田字幸助野地5870番地2 新富町大字上富田字幸助野地5870番地3 新富町大字上富田字幸助野地5870番地4	2,893.31	2,893.31	(法第13条第2項第1号) 事業計画者は、農地保有適格法人ではないため、家畜伝染予防法第21条第1項の規定により埋却が必要となる場合に備え、事前に埋却地として用地を取得し用途区分の変更をおこなうものである。 計画の面積は、埋却数量に対して過大でなく妥当であると判断する。 (法第13条第2項第3号) 計画地は、農用地区域に隣接しているものの、西側は事業計画者の養鶏場があり、今回の事業計画と一体的な土地の利用計画を考えている。周辺の農地の一体的な活用に問題はなく、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はない。 (法第13条第2項第5号) 周囲に土地改良施設はなく、支障はない。		

* 「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。

* 「用途区分」欄には、編入の場合は「編入→○○」、用途変更の場合は「○○→○○」、除外の場合は「○○→除外」など変更前後の用途区分を記入する。

* 「うち農地(耕地)面積」欄には、農用地区域内農地から荒廃農地A分類、B分類を除いた面積を記入する。

* 「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適当とした理由を記入する。

* 「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第13条第2項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第10条第4項(及び施行令第8条第1項の該当する号、施行規則第4条の5第1条の該当する号)」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判断した土地の除外は「法第10条第3項非該当」を記入する。

3 農用地利用計画以外の変更

変更箇所	変更内容	変更理由	備考